

町村週報

2757号

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号: 電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄: 定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

人が言葉に尽くしがたい悲惨な自然災害が起きた。当初の自然災害は、次第に人の災の要素も帯びてきた。この間、私は被災の中には、義援金が本当に被災者に被災の程度に合わせて正しく配分されるとかという疑念でいっぱいである。

九州大学大学院法学研究院教授 木佐茂男

切使用をしても住民訴訟では争えない。2005年の福岡西方沖大地震に伴う福岡県内被災者向けの義援金に関しても、あるテレビ局は被災者に配分されず、役場の建物補修などに使った自治体が少くないことをスクープした。県防災計画が定める配分基準もおかしかつたが、放送だけで事件は終わった。政府の審議会でも、この種の寄付金の配分額や決定プロセスの不透明さが指摘されてきた。今後は各自治体の配分委員会が、配分金額を決め、被災者に届けると云う。配分審議会のあり方が重要なのは、政府の防災基本計画に、配分手続の記述はないに等しい。日本赤十字社法、災害対策基本法、災害救助法にも義援金配分関係規定はない。社会福祉法は、共同募金の寄付金の配分につき國や自治体の干渉を禁止しているが、災害時のみ訴訟で、裁判所は自治体への義援金支給を決めた。1982年の長崎大水害の後で、市長が自身の選舉前に義援金を被災地域以外に配つたとして違法性が問われた住民訴訟で、裁判所は自治体への義援金支給を認め、その外の現金で住民訴訟で争える「公金ではない」とした。仮に首長らが不適

は歳計外の現金で住民訴訟で争える「公金ではない」とした。仮に首長らが不適による避難世帯に各35万円の義援金支給を決めた。4月8日、死者や行方不明者、住宅が全壊した世帯、原発事故による被災の中には、義援金が本当に被災者に配分されるかという疑念でいっぱいである。

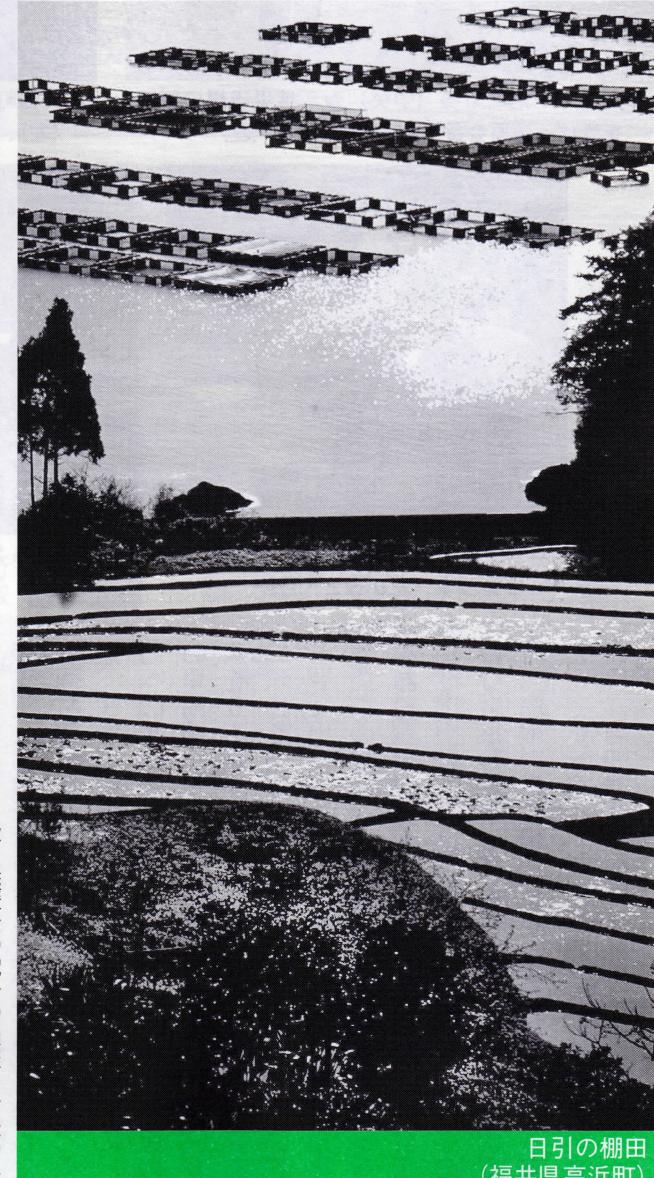
厚労省は、関与する義援金配分割合決議委員会は、4月8日、死者や行方不明者、住宅が全壊した世帯、原発事故による被災の中には、義援金が本当に被災者に配分されるかという疑念でいっぱいである。

コラム

正義に適つた義援金配分を

九州大学大学院法学研究院教授

木佐 茂男

日引の棚田
(福井県高浜町)

活動 藤原会長・稻葉理事(岩手県町村会長)が岩手県大槌町・山田町を訪問

一達増・岩手県知事に面会・要請活動も併せて行う—(2)

政策 地方公共団体における行政評価の取組状況

一導入団体は着実に増加。評価指標の設定が今後の課題—(3)

フォーラム 人にやさしい 人がやさしい 元気な町をめざして=奈良県広陵町…(6)

情報 町村Navi ……(10)

随想 人口減少社会における町村経営……福井県高浜町長 野瀬 豊…(11)

◎写真募集◎

表紙に掲載する写真を募集しています。採用者には、粗品を差し上げます。

写真には撮影者の住所、氏名及び撮影場所、日時を明記して下さい。

なお、採否は当方に一任願います。

送り先: 全国町村会・広報部